

(案)

日高市グリーン購入等に係る基本方針(案)

(目的)

第1条 日高市グリーン購入等に係る基本方針(以下「基本方針」という。)は、国等による環境物品等の調達に関する法律(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。)及び国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。)に基づき、環境に配慮した物品等(以下「環境物品等」という。)の調達及び契約の推進を図ることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に貢献するとともに、日高市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に掲げる取組みを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 基本方針において使用する用語は、グリーン購入法及び同法第6条の規定による環境物品等の調達の推進に関する基本方針並びに環境配慮契約法及び同法第6条に基づく国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針の例によるものとする。

(適用範囲)

第3条 基本方針は、市のすべての組織に適用するものとする。

(調達及び契約に係る基本原則)

第4条 調達及び契約に係る基本原則は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 価格や品質などに加え、環境保全の観点を考慮すること。
- (2) 資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択すること。
- (3) 調達総量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的な仕様等に努めること。
- (4) コストと環境負荷低減のバランスを考慮して、できる限り広範囲な分野で温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の実施に努めること。

(調達に係る対象品目及び判断の基準)

(案)

第5条 調達を推進する環境物品等及び判断の基準は、別表1のとおりとする。

(調達率の目標)

第6条 前条で定める物品について、調達率の目標は100パーセントとする。

(環境配慮契約の種類)

第7条 環境配慮契約の種類は、電気の供給を受ける契約とする

(電気の供給を受ける契約)

第8条 電気の供給を受ける契約にあつては、別表第2に掲げる日高市環境配慮電力入札評価基準(以下「評価基準」という。)により算定した評価点の合計が70点以上の電気事業者が入札参加資格を有するものとする。ただし、公募時点で前年度の数値が公表されていない場合は、別表中の「前年度」を「前々年度」と読み替えるものとする。

2 市が行う電気の供給を受ける契約の入札に参加しようとする電気事業者は、評価基準に基づき算定した評価点を日高市電気の供給を受ける契約に関する環境評価項目報告書(第1号様式)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による提出があつたときは、報告書の内容に基づき、入札参加資格の有無を確認し、日高市電気の供給を受ける契約に関する環境評価項目評価結果通知書(第2号様式)により、当該電気事業者に通知するものとする。

(環境配慮契約等の推進)

第9条 本基本方針に定めるもののほかに、市が調達及び契約する場合においても、環境配慮契約の観点から、環境マネジメントシステム規格認証を取得していることを条件等に付するよう努めるものとする。

(補則)

第10条 この方針に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この方針は、平成 年 月 日から施行する。

(案)

別表第1（第5条関係）

分野	品目	購入基準※
紙類	コピー用紙	・総合評価値が80以上であること
	トイレットペーパー	以下のいずれかを満たすこと ・エコマーク認定商品であること ・グリーン購入法適合商品であること
文具類	色鉛筆 赤 木製	以下のいずれかを満たすこと。 ・エコマーク認定商品であること。 ・グリーン購入法適合商品であること
	鉛筆HB	
	クラフトテープ	
	蛍光ペン（ピンク）	
	蛍光ペン（イエロー）	
	蛍光ペン（ブルー）	
	サインペン 水性 黒	
	サインペン 水性 赤	
	シャープペンシル 替芯	
	修正テープ	
	修正テープ カートリッジ	

(案)

朱肉	
スタンプ台 黒	
スタンプ台 赤	
とじこみ表紙 茶 (クラフトタイプ)A5 横 2穴	
とじこみ表紙 茶 (クラフトタイプ)A4 縦 4穴	
とじこみ表紙 茶 (クラフトタイプ)A4 横 2穴	
とじこみ表紙 黒 (背布貼クロス)A4 縦 4穴	
とじこみ表紙 黒 (背布貼クロス)A4 横 2穴	
ノートA4	
のり	
液状のり	
液状のり 補充用	

(案)

フラットファイル ピンク	
フラットファイル 黄	
フラットファイル 青	
付せん 75 mm × 12.5 mm	
ボールペン (油性キャップタイ プ) 黒	
ボールペン (油性キャップタイ プ) 赤	
油性ペン(マーキング ペン) 黒 平芯太字	
油性ペン(マーキング ペン) 赤 平芯太字	
油性ペン(マーキング ペン) 黒 丸芯中字	
油性ペン(マーキング ペン) 赤 丸芯中字	
油性ペン(マーキング ペン) 黒 丸芯細字	
油性ペン(マーキング ペン) 赤 丸芯細字	
カッター	

(案)

	定規 15 c m	
	定規 30 c m	
	つづりひも	
	はさみ	
	ホッチキス	
	祝袋	以下のいずれかを満たすこと。 ・エコマーク認定商品であること ・FSC マーク認定商品であること
オフィス家具 等	いす	以下のいずれかを満たすこと ・エコマーク認定商品であること ・グリーン購入法適合商品であること と ・JOIFA統一マーク認定商品であること と
	机	
	棚	
	収納用什器	
	ローパーティション	
画像機器等	コピー機等	・国際エネルギースター登録商品であること
	プリンタ等	
	ファクシミリ	
	プロジェクタ	
	スキャナ	

(案)

	カートリッジ（トナー インク）	・グリーン購入法適合商品であること
パソコン等	パソコン	以下のいずれかを満たすこと ・グリーン購入法適合商品であること ・国際エネルギースター登録商品であること
	記録用メディア	・グリーン購入法適合商品であること
オフィス機器 等	電子式卓上計算機	以下のいずれかを満たすこと ・エコマーク認定商品であること ・グリーン購入法適合商品であること
	電池	以下のいずれかを満たすこと ・一次電池はアルカリ相当以上かつ JIS マーク製品であること ・小型充電式電池は充電式のニッケル水素電池等であること
家電製品	電気冷蔵庫	・グリーン購入法適合商品であること
	テレビ	
照明	照明器具 (LED 照明器具)	・グリーン購入法適合商品であること
	ランプ (LED)	・LED ランプであること
自動車	乗用車	・平成 27 年度又は平成 32 年度燃費基準達成車であること ・平成 17 年度又は平成 30 年度低排出

(案)

		ガス75パーセント低減車であること
	貨物自動車（軽・中量）	<ul style="list-style-type: none">平成27年度燃費基準達成車であること平成17年度又は平成30年度低排出ガス50パーセント低減車であること
消火器	消火器	<ul style="list-style-type: none">エコマーク認定商品であること
役務	印刷	以下のいずれかを満たすこと <ul style="list-style-type: none">再生紙を使用していること植物油インキを使用していること
	広報紙	以下のいずれかを満たすこと <ul style="list-style-type: none">グリーン購入法に適合した印刷用紙を使用していること植物油インキを使用していること
	市名入り封筒 長3	以下のいずれかを満たすこと <ul style="list-style-type: none">再生紙を使用していること植物油インキを使用していること
	市名入り封筒 角2	以下のいずれかを満たすこと <ul style="list-style-type: none">再生紙を使用していること植物油インキを使用していること

※環境ラベル等データベース（環境省）、「エコ商品ネット」等で参照できる

(案)

別表第2(第8条関係)

項目	区分	配点
前年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(kg-CO ₂ /kWh)(調整後排出係数)	0.450未満	70
	0.450以上0.500未満	65
	0.500以上0.550未満	60
	0.550以上	55
前年度の未利用エネルギー活用状況	1.35%以上	20
	0%を超え1.35%未満	10
	活用していない	0
前年度の再生可能エネルギー導入状況	3.00%以上	15
	1.50%以上3.00%未満	10
	0%を超え1.50%未満	5
	活用していない	0
環境マネジメントシステムの導入状況	導入している	10
	一部で導入している	5
	導入していない	0
需要家への情報提供	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

備考

1 前年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(kg-CO₂/kWh)(調整後排出係数)とは、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づき、環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに公表された前年度の調整後排出係数をいう。ただし、特定排出者の温室効果ガス排出量算定用の値と政府及び地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定用の値が異なる場合は政府及び地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定用の値とする。

2 前年度の未利用エネルギー活用状況とは、前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(kWh)を前年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した値とし、次の方法により算出する。

前年度の未利用エネルギー活用状況[%]=

$$\frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)[kWh]}}{\text{前年度の供給電力量(需要端)[kWh]}} \times 100$$

3 「未利用エネルギー」とは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分を除く。)をいう。

(1) 工場等の廃熱又は排圧

(案)

- (2) 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成14年法律第62号)で定める新エネルギー等に該当するものを除く。)
 - (3) 高炉ガス又は副生ガス
- 4 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、次の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。
- (1) 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
 - (2) 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。
- 5 前年度の再生可能エネルギー導入状況とは、次の項目を算定方式に示す方法により算出した数値(単位は全てkWh)をいう。
- (1) 前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)
 - (2) 前年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)ただし、太陽光発電の余剰電力買取制度及び再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。

(算定方式)

前年度の再生可能エネルギー導入状況[%]

$$= \frac{(1) + (2)}{\text{前年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$$

- 6 環境マネジメントシステムの導入状況とは、ISO14001、エコアクション21、エコステージ又はKESの認証を取得していることをいう。
- 7 需要家への情報提供とは、個別の需要者に対する省エネルギー及び節電に関する効果的な情報提供を行っていることをいう。ただし、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は対象に含まない。

(案)

第1号様式

日高市電気の供給を受ける契約に関する環境評価項目報告書

年 月 日

(あて先)日高市長

〒 _____
所在地
フリガナ
名 称 ⑩
代表者職・氏名
電話番号

日高市が行う電気の供給を受ける契約の入札に参加したいので、日高市グリーン購入等に係る基本方針第8条第2項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。なお、この報告書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

評価項目	数値等	点数
前年度の1kWh当たりの 二酸化炭素排出係数 (kg-CO ₂ /kWh) (調整後排出係数)		
前年度の未利用エネルギー 活用状況		
前年度の再生可能エネルギー 導入状況		
環境マネジメントシステムの 導入状況	導入 ・ 一部導入 ・ 未導入	
需要家への情報提供	有 ・ 無	
合 計		

※ 数値等の根拠となる資料を添付すること。

※ 公募時点で前年度の数値が公表されていない場合は、上記「前年度」を「前々年度」と読み替えるものとする。

(案)

第2号様式

第 号

所在地
名称
代表者職・氏名 様

日高市電気の供給を受ける契約に関する環境評価項目評価結果通知書

年 月 日付けで報告のありました日高市電気の供給を受ける契約に関する環境評価項目報告書を評した結果について、日高市グリーン購入等に係る基本方針第8条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

年 月 日

日高市長 印

記

1 評価結果

日高市電気の供給を受ける契約に関する入札参加資格

有 ・ 無